

令和 5 年郡山市議会 9 月定例会追加提案理由

(令和 5 年10月18日)

ただいま、追加提出いたしました議案 1 件について、御説明を申し上げます。

議案第165号「**業務委託契約の変更について（追認）**」は、「東北本線安積永盛・郡山間大黒橋補修工事の施行に関する業務委託契約」が地方自治法第96条第1項第5号及び「郡山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づく議会の議決に付すべき契約であるため、2020（令和2）年3月5日に議決いただき、同年5月13日に**3億8,078万9,200円**で締結しました。

その後、議会の議決を経ずに、契約の相手方である「東日本旅客鉄道株式会社」との協議により、本年3月27日に契約金額を2,204万2,348円減額し、**3億5,874万6,852円**とする変更契約を締結しました。

議会の議決を経て締結した契約の変更については、平成5年6月23日議決「市長の専決処分事項指定に関する件」に定める専決処分に該当するものを除き、同法第96条第1項第5号及び同条例第2条に基づく議会の議決を得る必要があることから、変更契約の有効性を確保するため、改めて議会の議決を求めるものであります。

こうした事態を招いたことは、誠に遺憾であり、市民並びに議員の皆様にご迷惑をお詫び申し上げますとともに、今後は予防体制を整え、併せてチェック体制の強化等改善を図り、再発防止に万全を期してまいります。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

以 上